

## 独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院連携登録医療機関制度

- 1 独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院連携登録医療機関制度の目的  
『独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院連携登録医療機関制度(以下、「連携登録医療機関制度」という。)」は、近隣の医療機関(病院・診療所)と当病院が、相互に連携を深め、それぞれが機能分化し、患者さんに適切な医療を提供するとともに、地域医療の質の向上を目指すことを目的として実施する。
- 2 連携登録医療機関制度に基づく優先事項
  - (1) 連携登録医療機関からの紹介患者に、日時予約、待ち時間解消のための事前診療券発行・カルテ作成等を優先的に行う。
  - (2) 連携登録医療機関へ逆紹介を積極的に推進する。  
連携登録医療機関基本情報は、当病院の連携医療機関検索システムを使ってデータベース化を行う。
  - (3) 連携登録医療機関へは、「連携登録医療機関証」を発行する。
  - (4) 当病院掲示板、ホームページ及び発行する各種案内冊子に「連携登録医療機関名」を掲載する。ただし、連携登録医療機関より申し出があれば掲載しない。
  - (5) 当病院が発行する広報誌、各種案内冊子及び医師診察日一覧表等を定期的に送付する。
  - (6) 当病院が主催する症例検討会、講演会及び研究会への参加の案内を行う。
  - (7) 当病院の開放病床・医療機器・図書室などの施設を共同利用することができる。  
ただし、開放病床を利用する場合は、別途手続きを必要とする。
- 3 連携登録医療機関の資格  
当病院との医療連携の趣旨に賛同してくださる医療機関
- 4 登録のための手続き  
登録を希望する場合は、「独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院連携登録医療機関届出書」に必要事項を記入し、地域連携相談室に提出していただく。
- 5 登録期間  
有効期間は原則1年間とし、双方に異議が無い場合には更新する。
- 6 その他
  - (1) 当病院の連携医療機関検索システムに登録する場合の基本情報は、札幌市医師会医療機関情報マップを参考にする。変更事項の申し出には、速やかに対応する。
  - (2) 連携登録医療機関制度に関する窓口は、独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院地域連携相談室が行う。

施行日 平成26年4月1日